

相模原市告示第 3 7 1 号

令和 9 年度における労働報酬下限額の設定について

相模原市公契約条例(平成 2 3 年相模原市条例第 2 9 号)第 6 条の規定により令和 9 年度における労働報酬下限額を定めたので、同条例第 7 条第 3 項の規定により告示する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

相模原市長 本村 賢太郎

1 労働報酬下限額を定めた契約の種類

相模原市公契約条例第 6 条第 2 号に規定する対象業務委託契約等

2 労働報酬下限額

1, 3 5 5 円

3 適用日

令和 9 年 4 月 1 日